

第 42 回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1 日 時 令和 3 年 2 月 15 日 (月) 午後 1 時～午後 3 時

2 場 所 市役所 7 階 市会第 6 委員会室

3 出席者

(審議会委員)

- ・荒木幹男 ・池上綾子 ・江渕桂子 (ウェブ会議の方法で出席)
- ・香川婦美子 ・武田丈 (ウェブ会議の方法で出席) ・辻義隆
- ・中東宏一 ・ほそみたく ・前田直子 (ウェブ会議の方法で出席)
- ・三成美保 ・矢倉昌子 ・山田はじめ

(事務局)

- ・田丸市民局理事 ・福岡ダイバーシティ推進室長 ・森人権企画課長
- ・藤本多文化共生担当課長 ・寺見共生社会づくり支援担当課長代理
- ・北邑人権啓発・相談センター所長 ・高橋人権企画課長代理

4 議 題 (1) 会長及び会長代理の選任について

(2) 大阪市人権行政推進計画に基づく令和 2 年度 of 取組状況について

ア 「人権が尊重されるまち」指標 (令和 2 年度版) (案) について

イ 人権啓発の取組みについて

ウ 人権相談の取組みについて

(3) 個別の課題について

大阪市多文化共生指針について (報告)

5 議 事

○廣原人権企画課担当係長 お待たせいたしました。

定刻になり、またウェブ参加の各委員の通信状況も問題ないことを確認いたしましたので、ただいまから第 42 回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところご参加いただき、誠にありがとうございます。本日の司会をいたします、人権企画課担当係長の廣原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、まず、本日の審議会の取扱いをご紹介します。

この審議会につきましては、「大阪市人権施策推進審議会規則」及び「大阪市人権施策推進審議会運営要綱」に基づき、公開いたしております。

また、情報公開の観点から、本日の議事録・議事要旨について、後日、市民局ホームページに掲載する予定でございます。

なお、本日の開催にあたり、審議会会場内は、マスク着用や消毒などの対策を講じるとともに、事務局の説明をコンパクトにまとめるなど、コロナ禍での効果的な審議会運営に努めてまいりますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本日の資料等についてご案内いたします。

お手元に、「第 42 回大阪市人権施策推進審議会次第」、「同出席者名簿」、「同審議会委員名簿」、「配席図」をお配りしております。

資料につきましては、「資料一覧」のとおり、お配りしておりますので、その都度ご確認ください。

次に、ご出席委員をご紹介します。今回は令和 2 年度の改選により、当審議会委員にご就任いただき初めての審議会ですので、おひと方ずつ簡単に自己紹介をお願いいたします。

では、お手元の委員名簿の五十音順に沿って、ご紹介いたします。
荒木委員、お願いいたします。

○荒木委員 どうぞよろしくお願いいたします。荒木でございます。

○廣原人権企画課担当係長 池上委員、お願いいたします。

○池上委員 池上でございます。よろしくお願いいたします。

○廣原人権企画課担当係長 江渕委員、お願いいたします。

○江渕委員 江渕桂子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣原人権企画課担当係長 香川委員、お願いいたします。

○香川委員 香川でございます。よろしくお願いいたします。

○廣原人権企画課担当係長 武田委員、お願いいたします。

○武田委員 関西学院大学の武田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣原人権企画課担当係長 辻委員、お願いいたします。

- 辻委員 辻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 廣原人権企画課担当係長 中東委員、よろしくお願いいたします。
- 中東委員 中東でございます。よろしくお願いいたします。
- 廣原人権企画課担当係長 ほそみ委員、よろしくお願いいたします。
- ほそみ委員 公募委員のほそみです。よろしくお願いいたします。
- 廣原人権企画課担当係長 前田委員、よろしくお願いいたします。
- 前田委員 前田と申します。よろしくお願いいたします。
- 廣原人権企画課担当係長 三成委員、よろしくお願いいたします。
- 三成委員 奈良女子大学の三成です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 廣原人権企画課担当係長 矢倉委員、よろしくお願いいたします。
- 矢倉委員 弁護士の矢倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 廣原人権企画課担当係長 山田委員、よろしくお願いいたします。
- 山田委員 市会議員の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 廣原人権企画課担当係長 ありがとうございます。
- なお、妻木委員には、ご欠席とのご連絡をいただいております。
- 続きまして、大阪市側の出席者をご紹介します。
- 市民局 理事の田丸でございます。
- 田丸理事 田丸でございます。よろしくお願いいたします。
- 廣原人権企画課担当係長 市民局 ダイバーシティ推進室長の福岡でございます。
- 福岡ダイバーシティ推進室長 福岡でございます。よろしくお願いいたします。
- 廣原人権企画課担当係長 市民局 人権企画課長の森でございます。
- 森人権企画課長 森でございます。よろしくお願いいたします。
- 廣原人権企画課担当係長 市民局 多文化共生担当課長の藤本でございます。
- 藤本多文化共生担当課長 藤本です。よろしくお願いいたします。
- 廣原人権企画課担当係長 市民局 共生社会づくり支援担当課長の古武でございますが、本日、他の業務が入っておりまして、課長代理の寺見が着席しております。
- 寺見共生社会づくり支援担当課長代理 寺見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 廣原人権企画課担当係長 人権啓発・相談センター所長の北邑でございます。
- 北邑人権啓発・相談センター所長 北邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ます。

○**廣原人権企画課担当係長** 市民局 人権企画課長代理の高橋でございます。

○**高橋人権企画課長代理** 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○**廣原人権企画課担当係長** それでは、大阪市を代表いたしまして、市民局理事の田丸からごあいさつを申し上げます。

○**田丸市民局理事** 委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、また新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言下にもかかわらず、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

委員の皆様方には、平素から、本市の人権行政はもとより、市政の各般にわたり格別のご高配を賜っておりますことに、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

本審議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項について調査審議を行うことを目的として設置されました市長の諮問機関であり、現在 13 名の委員で構成されております。

皆様方には、昨年 11 月に委員にご就任いただいております、来年 10 月までの任期の間、本市の人権施策の推進に、お力添えを賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日の人権を取り巻く情勢といたしましては、少子高齢化、地域でのつながりの希薄化、グローバル化、インターネット・SNS等のICT技術の急速な普及等の社会変化のもとで、高齢者や子ども、女性、障がい者への虐待や暴力、また、インターネット等での誹謗中傷、差別的な書き込み、人種・民族に対するヘイトスピーチ、さらには、昨年来、感染拡大をみております新型コロナウイルス感染症に関わっての人権侵害など、様々な人権問題が起きております。

本日の審議会では、大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～に基づきまして、こうした人権問題に対する今年度の取組みの実績や進捗状況について、ご説明いたします。

また、昨年末に新たに策定いたしました、「大阪市多文化共生指針」に関しまして、今後、実施する主な取組みなどについて、ご報告させていただきます。

委員の皆様には、これらに関しまして、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。本日いただきましたご意見は、今後の施策展開に活かしてまいりたいと考えております。限られた時間ではございますが、最後までよろしくお願いいたします。まして開会のご挨拶とします。本日は、よろしくお願いいたします。

○**廣原人権企画課担当係長** これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、本来は、会長に担っていただくところですが、本日は委員の皆様のご就任後初めての審議会のため、会長が決まっておりませんので、ひとまず私が次第にしたがい、引き続き進行させていただきます。

まず、議題（１）「会長及び会長代理の選任について」でございます。

会長の選任につきましては、「大阪市人権施策推進審議会規則」第２条第１項に基づき、委員の互選により定めることとなっております。

委員の皆様方、ご意見をお願いいたします。

○高橋人権企画課長代理 前田委員が挙手ボタンを表示しておられます。

○廣原人権企画課担当係長 前田委員、どうぞ。

○前田委員 すみません、前田でございます。本審議会の先の任期で会長代理をお務めになられました、三成委員がご適任ではないかと、私は思っております。三成委員に会長職をお願いしてはいかがでしょうか。

○廣原人権企画課担当係長 三成委員を会長にというご意見がありましたが、いかがでしょうか。

（他の委員より「異議なし」の声）

○廣原人権企画課担当係長 ありがとうございます。

それでは、本審議会の会長につきましては、三成委員にお願いすることといたします。

ここで三成会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○三成会長 会長にご推薦いただきまして、ありがとうございます。２年前からこちらの審議会に寄せていただいて、活発で多様性に富む大阪市を作るための多様で真剣な取り組みに、私はいつも感銘を受けております。このような審議会に関わることに光栄に存じております。皆様のご協力をこれからも是非よろしくお願いいたします。以上でわたくしの挨拶に代えさせていただきます。

○廣原人権企画課担当係長 ありがとうございます。

続きまして、審議会規則第２条第３項に基づき、あらかじめ会長代理の指名が必要ですので、会長から会長代理を指名させていただきます。

○三成会長 それでは、矢倉委員に会長代理をお願いしたいと思います。

○廣原人権企画課担当係長 ありがとうございます。それでは、本審議会の会長代理につきましては、矢倉委員にお願いすることといたします。ここで矢倉会長代理から一言ご挨拶をお願いいたします。

○矢倉会長代理 私は、今回から初めて委員にさせていただきましたけれども、会長を補佐するという形で会長代理を務めさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○廣原人権企画課担当係長 それでは以降の議事の進行につきましては、三成会長にお願いしたいと存じます。

○三成会長 わかりました。

それでは、皆様、お手元の審議会次第に従い、議事を進めてまいります。

議題（２）の「大阪市人権行政推進計画に基づく令和２年度の取組状況について」の
ア「人権が尊重されるまち」指標（令和２年度版）（案）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。どうぞ。

○高橋人権企画課長代理 先ほどご挨拶申し上げました人権企画課長代理の高橋でございます。只今よりご説明させていただきます。着席にて失礼いたします。

資料の方は、資料２をお開きいただきますでしょうか。「人権が尊重されるまち」指標－大阪市を「人権が尊重されるまち」へ－令和２年度版と記載されているものです。この指標につきましては、毎年度改訂をしているものです。本日につきましては、変更点があった箇所を中心にご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それではお開きいただきまして、「はじめに」というページがございます。これの裏に目次がついておりまして、目次をご覧くださいとローマ数字のⅡ「さまざまな人権課題への取組み」というところには（１）～（１０）まで人権課題がございます。今回、まさに進行中の新型コロナウイルス感染症についてということで別に１項目記載しております。詳細は後ほどご説明させていただきたいと思います。

それでは、次のページ、１ページでございます。１ページは総合的な説明になっておりますので、２ページにお進みください。ここでは基本指標といたしまして、人権全般に関する基本的な意識について記載しているところでございます。

まずは、「人権に関心がある」と答えた市民の割合、もう一つは、「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思う市民の割合という二つの基本指標について、今年度実施をいたしました「人権問題に関する市民意識調査」、それから「民間ネット調査」、この二つの調査で共通する質問を設けまして、それぞれで数値を取っております。なお、前者の「人権問題に関する市民意識調査」につきましては、今年度が５年に一度の実施年となっておりますので、速報値として記載をしております。

また、昨年度までは、市政モニターによる調査結果も二段書きにしておりましたが、モニター調査は既に平成30年度で終了した事業でして、過去比較としても単純な比較が難しいところがございますので、今回から記載を割愛いたしております。

次に、3ページでございます。「さまざまな人権課題への取組み」というタイトルで、以下さまざまな人権課題についての記載となります。

4ページをお開きください、(1)女性につきましての記載などは変更ございません。5ページの下段に基本指標がございます。人権全般の基本指標で申し上げた概要と同様でございます。数値については更新をさせていただいております。

次、6ページでございます。男女共同参画に関する状況というタイトルで、先ほどの基本指標以外で、それぞれ所管の部署で把握している、関連指標について、直近のデータに更新いたしております。

続きまして、8ページでございます。(2)のこどもにつきましては、8ページは変更ございませんが、次の9ページの上から6行目の段落は、児童福祉法の改正を受けまして、市の計画で、こどもの権利保護の取組みを行うこととなった旨を追記しております。

11ページをお開きいただきますでしょうか。こどもに関する個別指標でございますが、所管局における元となる計画が、新たなものを作られ見直されましたため、一部項目において見直しをさせていただいております。具体的に申しますと、11ページ4つ目の「子育てについて『楽しいと感じることの方が多い』と答えた保護者の割合」とか下から2つ目「いじめの認知件数」。この「いじめの認知件数」につきましては、先の人権施策推進審議会に置きましても、定量的なものを入れていくべきであるというご意見もいただきまして、「いじめの認知件数」を入れさせていただいているところであります。

続きまして、12ページを開いていただきます。

(3)の高齢者に関する説明文は、昨年度とほぼ同内容でございます。

13ページの基本指標はご覧のとおりになっております。

14ページ、個別指標も、変更ございません。

続きまして、15ページの(4)障がいのある人の項目でございます。説明文につましては、16ページの4段目、こちらの部分につきまして、「大阪市障がい者支援計画」の中間見直しがあったことを踏まえ、表記を時点修正しております。基本指標はご覧のとおりでございます。

17ページの個別指標の項目の変更はございません。

続きまして、18ページの（５）同和問題（部落差別）でございます。説明文につきましては、19ページの２段落目の本市の取組内容ですが、国の部落差別解消法第６条に基づく実態調査報告書が、昨年６月に公表されたことに伴い、「粘り強く適切に対応していくとともに」などの部分で表現の整合を図りました。基本指標と19～20ページにかけての個別指標の項目は変更ございません。

続きまして、21ページ（６）外国人でございます。説明文の中では、1番下の段落部分、大阪市では、平成10年に（中略）「新たに来住する外国人住民が増加し今後も増加することが想定されることを踏まえ、令和２（2020）年12月に新たに『大阪市多文化共生指針』を策定」との記載を追記しております。この指針については、本日後ほどご報告させていただく予定となっております。なお、この指針作成に伴いまして、これまで“外国人住民”“外国籍住民”と二つの用語がございましたが、住民基本台帳法では、“外国人住民”としていることから、“外国人住民”に用語整理をいたしました。

22ページの基本指標や23ページの個別指標も、“外国籍住民”を“外国人住民”に置き換えた以外は変更ございません。

24ページの（７）の個人情報の保護でございます。説明文は２段落目の５行目「また、令和２（2020）年６月には」という箇所、国の個人情報保護法改正の動きを追記いたしました。

25ページの項目は変更なく、数値はご覧のとおりです。

続きまして、26ページの（８）犯罪被害者等への支援でございます。こちらは、今年度から「犯罪被害者等の支援に関する条例」に基づく取組みを開始しておりますので、５段落目を更新いたしております。基本指標については、変更ございません。

続きまして、28ページ（９）ホームレスでございます。こちらの説明文、基本指標、個別指標に変更はございません。

続きまして、30ページの（10）LGBTなどの性的少数者でございます。説明文としましては変更ございませんが、31ページの３～５行目の「性の多様性尊重大賞」につきましては、昨年11月20日に第１回表彰式を開催いたしまして、４団体が受賞されておりますので、ご報告申し上げます。基本指標も変更ございません。

続きまして、32ページをお開きください。目次で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題についてでございます。このページは新型コロナウイルス感染症の昨年来の国内感染拡大を受け、新たに追記した箇所でございます。

感染症を発端とした偏見や差別に対し、大阪市では、新型コロナウイルス感染症対策支援情報サイトを立ち上げ、正しい情報発信に取り組むとともに、市長による「STOP！コロナ差別」のメッセージ配信やホームページでの周知等も含めて、啓発活動を行っています。また、所管の健康局をはじめ、大阪市人権啓発・相談センター、各区役所における人権相談窓口におきましても、ご相談を受ける体制を構築しております。下段網掛け部分ですが、特に令和2年度人権問題に関する市民意識調査について設問を取り入れておりますので、その結果を記載いたしました。

次の33ページ以降の人権行政の推進でございますが、年度ごとの数値の更新はいたしておりますが、昨年度と同様の内容ですので、説明は割愛いたします。

以上、今年度の指標冊子の案のご説明でした。よろしくお願い申し上げます。

○**三成会長** ありがとうございます。ただいま事務局から、「人権が尊重されるまち」指標（令和2年度版）（案）についての説明がありました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等はございませんか。

また、本日は、ウェブ会議で参加されている3名の委員の皆様には、パソコン画面の上部に「挙手」ボタンとして「手のマーク」がありますので、そちらのボタンを押していただくと、私から指名いたします。いかがでしょうか。

辻委員、どうぞ。

○**辻委員** 今回は別として、インターネット上の人権侵害に関する項目も別途必要ではないかと思えます。若年層におけるSNS上の裏掲示板でのいじめ、芸能人への誹謗中傷で自殺されたり、ヘイト動画などがあつたり、そういったものの被害の救済窓口を作つてあげないと、非常に厳しい状況にあると考えます。特に、日本は匿名投稿が多く、世界的に見ても、なぜそこまで匿名投稿が多いのかというぐらい匿名投稿が多いと聞いています。サーバーや会社では情報管理されているわけで、特定できるだろうが、なかなか一般の人にはハードルが高く、泣き寝入りをしてしまう状況もあるので、きっちりと指針を設けて、こういう救済措置があるんだと大阪市としてもメッセージをしてあげることで、自殺防止、自傷行為を防止することになるだろうし、ひきこもりや鬱になつたりすることをいかに防止していくかということも大事だと思います。

○**三成会長** とても貴重なご意見ありがとうございます。特に匿名投稿による人権侵害、非常に深刻な問題になっておりますので、ぜひ、ご検討をお願いいたします。

今のご意見に対しても、結構ですし、何か他にもご意見ありませんか。どうぞ。

○池上委員 資料を見させていただきましたが、市民感覚としていかに裾野を広く、人権問題をわがこととしてとらえられるようにするには、どのように啓発していけばいいのか考えたときに、やはり学校との連携が必要だと考えます。人権教育に関する学校との連携を、もう少し具体的に進めていただければと思います。

○三成会長 ありがとうございます。学校教育に関してということですが、こういったご意見に対して、もし事務局から補足説明等ございましたらお願いしたいところですが。

○森人権企画課長 よろしゅうございますか、恐れ入ります。人権企画課長の森でございます。貴重なご意見をありがとうございます。二つご意見をいただいております。この指標につきましては、大阪市が行っております人権施策のすべてを網羅的に記載したものではありません。ここに載っていない課題につきましても、別途取組みを行っているものがございます。基本指標のところをご覧になっていただくとお分かりになれるかと思いますが、大阪市のそれぞれの人権課題に対する取組みについて、例えば「こんなまちになっている」という割合を、継続的に数値を見ながら議論を深め、また、毎年度改訂することでPDCAを回していきたい。そういった数値を取って進めていくのにふさわしいものを10項目選んでおります。従いまして、今ご指摘のあったインターネットに対する取組み、学校での取組みにつきましても、取組みはいたしております。指標に盛り込んでいくとすればどのような取り組み方がいいのか、縦割り横割りといった問題もございます。例えばインターネットを通じた女性差別、こども差別、部落差別、高齢者差別などは、すべて横串的に絡んでいく問題と考えております。また、教育委員会の中で、学校教育の中で、様々な人権に取り組んでいる、学校長の権限との兼ね合いもございますので、教育委員会とも常々連携を取りながら進めておりますが、ご指摘のあった点については、次年度におきまして検討させていただきたいと考えております。

○三成会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○ほそみ委員 L G B Tなどの性的少数者に関する人権課題について、ご説明をお聞きして、市としていろいろな取組みをされていることは分かったのですが、一方でアウトィングのことが抜けているなど感じました。一橋大学でのアウトィングの事案もあったことはご存知でしょうが、大阪市としてアウトィングの禁止・防止に関する記載が必要ではないかと思えます。

○森人権企画課長 引き続き森でございます。今ご指摘のありましたアウトィングの問

題については、あってはならない問題と考えております。これまでの啓発資料の中でアウティングの問題に触れて広報してきているところです。重要な問題だと考えておりますので、この指標の中で触れるかどうかについては今後検討させていただきたいです。

もちろん他の啓発の場面でも、どのような程度の啓発がなされているかについても、重要な要素であるので、引き続き検討してまいりたいと存じます。

○三成会長 ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。

○矢倉会長代理 矢倉です。4ページの女性のところですけども、「平成27年12月に『第4次男女共同参画基本計画』が策定されました」で終わっているんですが、昨年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されていると思います。修正された方がよいのかなと思ったのですが、時期的な問題なのでしょうか。

○森人権企画課長 今ご指摘のあったとおり、期間満了というのがありまして、大阪市でも、次の計画を策定しているところです。令和2年度を取組を年度末に今現在案で作って、3月に最終公表するという形ですので、令和2年度を取組みとしては、年度ギリギリのところにあるので、記載していないということですが、令和3年3月に取りまとめて公表いたしますので、男女共同参画課とも調整の上、検討してまいりたいと思います。

○田丸理事 さらに補足させていただきますと、矢倉先生から、国のほうの話がございましたけれども、大阪市も第3次男女共同参画基本計画のパブリックコメントを実施している状況でして、時期的にどう反映したらよいというものもありまして、こちらの記述はそのままになっているのですが、先ほど森の申しましたように、「大阪市男女共同参画基本計画」との関係もございますので、できるだけ新しい状況を反映できるよう、表現など調整して取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいところです。

○三成会長 他どうでしょうか。よろしいですか。では、私から3点ほど確認させていただきたいと思います。まず1点目は、コロナに関して。(10)の次に「～新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題について～」という形で文章を載せていただいているのは良いと思うのですが、指標立てをしていないということですが、今年度に特に問題になったということで特記しているという理解で良いですか。今後とも指標化していく方向ではないということなのか、いう質問です。

○森人権企画課長 ありがとうございます。今のご質問の件、昨年度から感染が広がったもので、ひとは毎年度改訂するものであり、PDCAを働かせていくというものなの

で、今取り組んでいることなどについて、まず記載しておりまして、指標を設定するかどうかはともかくとして、記載した方がよいと判断して記載いたしましたところでは。

ただ、今回の調査ではこの問題に関して指標的な数値を取るといことはいたしておりません。32ページの下に記載の市民意識調査の中で「問題について関心があるかどうか」「啓発を受けたことがあるかどうか」、「差別的な言動を受けたり見聞きしたことがあるかどうか」、そういったことを聞いた数値を載せています。今後指標化していくとなると、令和3年度の民間ネット調査で項目を入れていくことになり、その時期的には、秋頃に調査を行うこととなります。まもなくワクチン接種が始まると聞いておりますので、どのくらいのスパンの問題になるのかを見極めながら、今後指標化していくということになると、指標となる設問を作って、アンケートをして数値を追っていくということになりますので、必要性を感じてやっていくかどうかは、今しばらく感染や差別の問題の推移を見極めながら、判断させていただきたいと考えます。

○三成会長 ありがとうございます。新型コロナ感染症につきましては、今後収束していくことを期待している訳ですけども、感染症というのはいつ何時世界を襲うか分からない。感染症対策を人権問題と結びつけて、どのように指標や施策に盛り込んでいくのかという発想は重要な課題と思いました。これが1点目です。

2点目は、それとも関わるんですけども、辻委員からご指摘のあったネットの問題です。コロナの時でもやはりネットによる誹謗中傷は、誰でもがアクセスできて、匿名で特定の人をターゲットにするということが容易にできるようになっているので、人権保障のあり方が大きく変わってきているんですね。ですから今上がっている指標項目は伝統的な、ずっと重視されてきた項目だと思いますが、これからますますネット社会で、SNSが拡散されている、特に若い世代にここまで拡散している状況の中では、人権保障のあり方に自治体として真剣に取り組んでいくべきかと思っておりますので、今後の検討課題としていただきたいと思います。

3点目は、ほそみ委員からのご指摘があったことと関係するのですが、大阪市はLGBT・SOGI対策で先進的な取組みをなさっておられるんですね。にもかかわらず、指標が1点だけということで、新しいということが反映してるのかとおもいますが、

(10)の中で指標がたった1つだけなんですね。取組みの指標を挙げることによって、市民ニーズや自治体の施策の課題を「見える化」したらよいのではないかと。というのは、大阪市は既に取組みの実績がある。その実績を指標づくりによって市民の方に理解していた

だく場として、この冊子は使うことができると思いますので、その方向でのご検討をお願いできたらと思います。

○森人権企画課長 ありがとうございます。感染症につきましては、今回は新型コロナウイルス感染症ですが、過去からはH I Vやハンセン病も含めて、なお問題となっていると認識しています。これまでのところ、今流行っているものというだけでなく、継続的に取り組む、指標とするという考え方では、採用してこなかったです。委員のおっしゃるとおり、いつ何時起こるか分からないものに対して備えていく必要があると、そういう点も含めて検討してまいりたいと存じます。

インターネットの問題につきましても、どの人権課題の取組みに対しても大きく影響を与える要素になっているものですので、併せて検討してまいりたいと存じます。

L G B T等の性的少数者に関する問題につきましては、実績の指標としてこれらが適切かどうかは要検討ですが、例えばパートナーシップ制度ですとか、リーディングカンパニー、多様性尊重大賞など、数字を取れるものはありますので、早々に採用することも可能と考えておりますので、併せて検討させていただきます。

○三成会長 是非よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○荒木委員 犯罪被害者等への支援について、民間の団体がいろいろされているし、明石市は手厚いと聞いている。明石市は手厚い取組み、裁判費用の助成をしている。

大阪市の場合は見舞金にしても一律、もう一つは支援についてもハードルが高いと悩んでいらっしゃるお母さんもいらっしゃるの。今少し積極的に犯罪被害者支援を見える形でやっていけないのかな。明石市のようなことを大阪市でも何かできないのかなと思います。

○三成会長 はい、どうぞ。

○寺見共生社会づくり支援担当課長代理 ご意見ありがとうございます。本市では昨年4月に条例を施行しまして、まずは皆さんに知っていただくことを中心に取り組んでいるところです。

明石市では先進的な取組みされており、条例をつくるにあたりましては、有識者や当事者の意見を受けまして、どういったことが必要なのかご意見をいただきながら作り上げてきました。その中で明石市の取組みというのは、当事者の方からもご紹介がございました。そうしたことを含めながら、条例を作りあげてきました。今おっしゃいました、見舞金につきましては、例えば、犯罪によって亡くなられた場合の遺族見舞金や重傷病見舞金、犯罪による全治1か月以上かつ3日以上入院の怪我などを負わされた場合に支給する制度

となっております。これも有識者の方から意見を伺いまして、たとえばご飯作るのがしんどい、家事ができないというような日常の生活を中心に支援してほしいという声をいただきましたので、条例を作って、これで終わりというところではなく今後さらによりよいものにしていくため、当事者や有識者からご意見をいただき、ブラッシュアップしていくことにしています。また、まずは知っていただくことを中心に、今年度周知に力を入れていますし、来年度も力を入れていきたいと考えています。犯罪被害に遭われた場合にはこうした相談窓口があるということを、市民の方に知っていただく。あわせて、犯罪に遭われた方は二次被害にも遭うことが多いのですが、こうしたこともあまり知られていません。犯罪被害に遭うことを一次被害としますと、その後、働きに行けない、働きに行けないと経済的に苦しくなる。報道が厳しい、もしくは周囲の方の心ない噂話にしんどい思いをしたというような二次被害に遭われることもありますので、条例を知っていただくということとあわせて、こういった二次被害のことも含め市民の皆様にも知っていただき、犯罪被害者を支えるまちづくりに力を入れてまいりたいと思っております。

○三成会長 はい、ありがとうございます。非常に重要なご指摘だと思います。

○福岡室長 すいません。一点補足をさせていただきますと、積極的に支援をとという部分でいいますと、今年度からやらせてもらっている条例ではアウトリーチ型といたしまして、単に申請を待っているのではなく、関係機関とも連携し情報共有しながら、私たちの方からアプローチして一歩踏みだした制度の運用をいたしております。積極的にという点では、こういったところも私ども含めて進めておるところでございます。

○荒木委員 明石市の場合は、見舞金の話ですが、事例に応じて段階的に支給していると聞いている。私自身は一律支援というものが問題だと思います。

○寺見共生社会づくり支援担当課長代理 死亡見舞金30万円。重傷病見舞金10万円です。

○荒木委員 裁判になったときの後押しなんかは、市としてできないんですか。

○田丸委員 今年度からの条例を作る前にも、当事者の方や有識者からも話を聞きまして、大阪市としてどこまでやっていくかという話をさせていただいた上で制定しましたが、条例にも明記してはありますが、やって終わりではなくて、また当事者や有識者の意見を聞いて見直していくと、条例にも記載しておりますので、今年度始めてでございますけれども、使い勝手の問題や支援の内容について、当事者や有識者の意見を聞いて、翌年度に反映していくものは反映していくことになっております。また、今年度やってみた結果、当事者や有識者のご意見を聞いて、見直しですとか改善ですとかを図ってまいりたいと考えてお

りますので、よろしくお願いいたします。

○三成会長 はい、ありがとうございました。非常に重要なご指摘であります。

では、他に。どうぞ。

○山田委員 すいませんせっかくの機会ですので、(2) こどもの部分に関する質問です。指標ということですから、なかなか難しいとこともあるのだらうとは思いますが、さまざまな指標をこれ見せていただくと、いじめ、体罰、虐待問題、貧困というような非常に重大な、それぞれ目配りされた指標になっているとは思いますが、それはそれで適切だとは思いますが、一番この子どもが一人ひとり独立した人格は守られなければなりません、子どもが自分らしく生きていくという環境であるということを図るとというのが非常に大切かなと個人的には思うんですが、そのような目線でというのが「自分に良いところがある」という指標、これをニアリーイコールで入れておられるんだと思うんですが、それを見るとちょっとずついいと思っていないと思っている子が増えている。こういったところを見る指標を先々検討していただくのも一案かと。どういったらいいんでしょう。こういった聞き方でない聞き方もあるのではないかと思います、一言。

○三成会長 こどもの肯定感、自己肯定感ですね。諸外国に比べても低いと言われておりますので、自己肯定感を、早い時期から育成するため資するような何か指標というのはいり得ないのかと言うご提案だったと思います。これも重要な視点だと思います。

他、何かございませんでしょうか。よろしいですか。

この指標に全部を挙げるわけにはいきませんので、いろいろ取捨選択をしながら、大阪市民の方々にとって人権の意識を深めつつ、そして、変化を実感して、自分たちの努力がこう言った形で数字に表れて、ますますいいまちになるだと、そのためのリーフレットとか指標にしていいただければと思います。ご検討をお願いします。

では、次の議題に移らせてもらいたいと思います。議題(2)のイ「人権啓発の取組みについて」及び(2)のウ「人権相談の取組みについて」、事務局から一括でご説明をお願いして、その後、皆様から質疑を受けたいと存じます。では、事務局からご説明をお願いいたします。

○北邑人権啓発・相談センター所長 人権啓発・相談センター所長の北邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。資料3、4について一括して説明させていただきます。着座のまま失礼いたします。

それでは、資料3に基づきまして、令和2年度大阪市人権啓発・相談センターにおけ

る啓発事業の取組みについて、ご説明させていただきます。

まず1ページでございます。「地域密着型市民啓発事業」でございます。地域に根ざした啓発の担い手として活動いただいております人権啓発推進員の皆様方を対象として各種の研修を実施しており、各区・地域における人権啓発の一翼を担っていただいている人材の育成をめざす事業でございます。

人権啓発推進員につきましては、平成30年4月より新たに「大阪市人権啓発推進員制度実施要綱」を定めまして、行政委嘱として市長による委嘱といたしました。またその際に、人権啓発推進員の役割として、「本市が行う人権啓発事業の運営その他市民に対する人権啓発に関する業務並びに人権に関する問題あるいは市民からの相談を区役所その他の関係機関の相談窓口等につないでいく業務」ということで、役割を要綱で明確に定めました。

令和2年度の取組みといたしましては、新任の推進員を対象とした研修をはじめ、4つの研修と人権教材の提供というふうになってございます。「全推進員対象の情報共有等を目的とした研修」、及び「各地域におけるリーダー的推進員の養成を目的とした研修」につきましては、単なる座学のみではなく、参加型の要素を取り入れる形で研修を行っております。従いまして、参加型要素があるということで、情報共有研修につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえまして、4回予定しておりました研修につきましては資料の配付をもって研修の実施とさせていただいたところであります。また、リーダー養成研修につきましても、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて実施方法については、今後検討してまいりたいと考えております。

次に2ページでございます。「市民啓発広報事業」でございますけれども、様々な媒体等を活用しまして、市民に人権問題への理解を深めていただくよう広報を行うものでございます。

最初に「啓発資料作成・増刷及び啓発映像ソフトの購入」ですが、適宜、有効な資料等を購入いたしまして、配付、貸出しを行っております。利用者アンケートを参考にしながら、LGBTなどの性的マイノリティの問題やハラスメントなど今日的な関心の高いテーマも含めて購入しております。

令和2年12月現在の貸出実績といたしましては、貸出し本数348本、延べ10,587人の方に視聴いただいているということでございます。

次に、2～3ページの人権啓発情報誌である「大阪市人権だよりKOKOROねっ

と」の発行でございますが、新型コロナウイルス感染症の問題やレジ袋の有料化など今日的な身近な問題を掲載するなど、若年層にも興味を引いてもらう内容を増やして誌面内容の充実を図るほかホームページの方でもPDF形式のみならず、デジタルブック形式を設けるなど読みやすくする工夫をいたしまして、読者層の裾野を広げるよう取り組んでまいりました。年3回発行いたしまして、125か所の本市関係施設、140か所のOsakaMetro地下鉄駅等へ配架しております。

特に、2月発行分につきましては、小学生高学年児童に対して「インターネットと人権」を題材にいたしまして、4ページ特別号として37,000部を作成しております。これにつきましては、平成28年度からの取組みで、約300の小学校、約19,200人の6年生児童を対象として、配付はもとより授業や課外活動の教材として活用いただいているところでございます。

この2月号の発行分で昨年度の取組み状況は、アンケート結果として、道徳の授業やホームルーム等で活用していただいております。非常に満足度の高いものとなっております。

また、今後の小学校高学年に向けた人権課題ということで、昨年度先生方のアンケートをいただいた結果といたしましては、パソコンや携帯、スマホ等の「インターネット、SNS等を悪用した人権侵害」ということに対する関心が非常に高かったので、これを踏まえて今年度のテーマを設定したところでございます。今後ともアンケート結果を参考にしながら、教育委員会とも協議を行い、テーマの設定を行ってまいりたいと考えております。

3ページの「外国人にかかる人権啓発事業」でございますけれども、人権への関心を高める必要のある若年層を主たる対象といたしまして、2月1日から3月1日にかけてオンラインで実施しているところでございます。「日本の見えかた、世界の見かたー多文化共生 ONLINEー」と題して、関西在住の外国人にインタビューした動画を配信しているところでございます。

次に4ページの「参加・参画型事業」でございますけれども、市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的としており、とりわけ人権への関心を高める必要がある若年層を対象とした人権意識の醸成を図ることを目的としております。

最初に「人権に関する作品募集事業」でございますけれども、人権に関するキャッチコピーを募集し、優秀作品をさまざまな人権啓発の広報印刷物等で活用していくとともに、

各区において人権啓発事業に活用していただいているところでございます。

次に4～5ページの「人権の花運動」、「Jリーグセレッソ大阪との連携・協力事業」でございますけれども、大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等で構成いたします「人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会」の連携事業として、特に小学生の子どもを対象といたしまして、この事業を実施しているところでございまして、引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、6～7ページの「企業啓発推進事業」でございますけれども、市内の企業・事業者等における人権啓発や人権研修への支援を行う事業です。より効果的な研修内容となるようなテーマや講師の選定を行うとともに、参加者の拡大につなげるものとしております。

平成28年12月に施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律」や平成31年4月に施行されました「改正出入国管理及び難民認定法」また、令和2年6月に施行されました「労働施策総合推進法」など今日的な人権テーマも踏まえた研修も実施しているところでございます。

この中にありますブロック別研修のうち、Bブロックの研修につきましては、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中、大阪モデルが研修の開催直前にレッドステージに移行したということでございまして、突然のリモートへの変更については検討いたしましたが、講師のご理解を得られず、資料の配付をもって研修の実施とすることといたしました。Dブロック研修につきましては、リモートでの実施とし、2月16日～2月17日まで実施する予定となっております。Eブロック研修につきましては、リモートでの実施で準備を進めておりましたが、第1部は、リモートでの実施となりましたが、第2部につきましては、講師のご理解を得られませんでしたので、資料の配付をもって研修の実施とするという形にさせていただきました。これにつきましては3月3日～9日ということで現在準備を進めているところでございます。第2回の人権啓発スキルアップ講座についてもリモートで実施いたしますということで、3月1日～3月9日を予定しております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、感染症による差別をなくしていく取組みとして、ホームページやSNSを通じた啓発、また、市長出演の動画配信を通じて啓発周知を行ってまいりました。

最後に、本日の資料には添付していませんが、各区役所においても、コロナ禍の制約のある中ではございますけれども、年間を通じて様々な啓発事業に取り組んでおるところ

でございます。

続きまして、資料4に基づきまして、大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについて説明させていただきます。

相談事業は、事業委託によりまして専門相談員を配置して実施しており、通常の時間帯のほか、平日夜間だけではなく、日曜・祝日にも窓口対応を行っているほか、区役所への出張相談や弁護士相談、さらに他の専門相談機関と連携して解決・支援にあたるなど、より相談者ニーズに応じた相談体制としております。相談方法につきましては、電話、面談、ファックス、手紙に加えまして、平成29年度より電子メールによる相談を行っております。

令和2年度の取組みでございますが、複雑多様化している人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見・救済を進めていくために、当センターの相談窓口の認知度向上を図り、また、市民に身近な区役所における人権相談機能の充実及び専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて取り組んできたところでございます。

まず、認知度向上に向けた取組みですが、「当センターの存在を知っている」と答えた人の割合につきまして、令和2年12月に実施した民間ネット調査では、30%を目標として取り組んだところでございますが、27%という結果でございました。また、「そのうち人権侵害を受けた場合、当センターに相談する」と答えた人の割合について、50%を目標として取り組み、55.6%という結果でございました。いずれの項目も平成30年度までは目標が達成できなかったものでございますが、今年度については認知度はやや目標を下回ったものの、地道な取組みの結果、認知度や有用性については着実に向上してきているものと考えております。

今年度の取組みについてでございますけれども、(1)人権相談窓口の認知度向上に向けた取組みとしては、アからオに記載しているとおりでございますが、特にイに記載の、全ての世代において利用率が高いLINEなどのSNSを活用した情報発信として、カード型加入登録広報物を大阪市立の小学6年生と中学3年生の保護者に加え、昨年度からは市立高等学校3年生の保護者にも配布いたしまして、LINE@の登録件数で新規100件以上を目標として取り組んでおりましたが、令和3年12月末現在の新規登録件数は193件となっております。

次に、(2)満足度向上に向けた取組みにつきましては、相談者アンケートで、「相談が役立った」、「どちらかといえば役立った」と答えた人の内、「解決につながる具体的な

方策が得られた」、「問題の整理を図ることができた」、「話を聞いてくれて気持ちが楽になった」と答えた人の割合につきましては、今年度 95%以上を目標として取り組み、令和 2 年 12 月末現在 100%となっています。

次に、(3) 区役所における相談機能の充実に向けた継続的な取り組みといたしましては、ケーススタディの事例研究内容の充実や、区担当者のスキルアップを図るための相談担当者研修会を開催いたしました。

次に、(4) 専門相談機関等とのネットワークの充実に向けた取り組みといたしましては、関係会議の開催による体制の連携強化を行うとともに、相談案件を通じた N P O 団体等との連携の拡充を図っております。

続いて、3の「令和 2 年 12 月末現在の相談実績について」でございますけれども、電話・面談等による実相談件数は 1,653 件、ひと月平均では 183 件となっており、平成 28 年度から年々若干の減少を続けておるところでございます。

相談内容を課題別に分けた課題別件数は 2,170 件となっています。これは、一つの相談で複数の課題に関する相談があるため、課題別の方が実件数より 517 件多くなっております。

課題別相談内容の主な特徴といたしましては、従来は「障がい者」に関する課題が最も多くありましたが、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法が浸透し、障がい者基幹相談支援センターへの相談に移行していることに加え、今年度は頻回相談が大きく減少していることが要因になっていると思います。今年度は、「労働」17.7%、「生活」16.2%、「障がい者」14%が相談の多い項目になっています。「解雇の宣告をうけた」や「パワハラ」に関する相談、「生活保護を受けているが生活費が足りない」という相談、「福祉サービス支援機関への不満」や「地域や家族から孤立しているなどの日常生活における様々な不安」による相談などがございます。

平成 30 年度より強化相談日を設けて啓発に力を入れてまいりました L G B T に関する課題の件数は、平成 28 年度 10 件、平成 29 年度 23 件であったのが、平成 30 年度では、158 件と大幅に増加し、令和元年度 109 件、令和 2 年 12 月末現在は 56 件となっております。強化相談日を設けた平成 30 年度に大幅に伸びて以降、相談件数は大きく増えているものの、ここ 2 年は若干の減少傾向がみられるところであります。

「その他」項目が 26.8%ございますが、これは特定の頻回相談者からの会話が成立しない一方的な話や相談内容の不明瞭なもの等多数ございますので、件数が大きくなってい

るところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、差別をなくしていく啓発とともに、人権相談にも積極的に取り組みました。「感染していないか」や「感染しないか」といった不安の声や「感染者扱いを受けた」といった相談が寄せられてまいりました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○三成会長 はい、ありがとうございました。では、今のご説明に対して、ご意見、ご質問でございますでしょうか。 はい、どうぞ。

○香川委員 今ご説明いただいたところが、まさに今わたしはやらせていただいています、人権推進委員と人権擁護委員をやっており、まさにそのとおりだと思います。窓口としてがんばっているんですけれども、なかなか知名度があがらないといえますか、一生懸命やっている人は盛り上がるんですけれども、法務局で小さいこどもの電話を受けたりだとか、それでとても助かったとか、いろんなことがあって、今の男女共同参画、いろんな分野で、頑張っているんですけれども、やっている私たちからしたら、もうちょっと大きく浸透すればいいかないかな、私の力が足りないのかもしれないんですけれども、「人権は嫌いや」という言葉がすごく聞かれるんですね。「あなたも幸せにいられる権利なのよ」といっばい言わせていただくんですけれども。市をあげていろいろやったださって冊子もたくさん送ってきてくださいますし、擁護委員の方も月に何回か電話相談を受けて、寄り添うようにやっているんですが、もう少し知名度あげれば変わってくるのかと。好きでやっているんやろといわれることもあるんですけれども、違うかなと思いますし、協議会も20年も30年も頑張っているんですけれども、勉強すれば楽しいのになと、認知度が上がればやりがいも出てくるでしょうし、ダイバーシティさんもそのようにして、私達にお力を下さればと思っています。

○三成会長 はい、ありがとうございました。長年ずっとお尽くしなさっているご苦労もわかるご意見でした。何か他にご質問、ご確認ございますか。はい、どうぞ。

○ほそみ委員 L G B Tの強化相談日は、現在はもうやっておられないのでしょうか。

○北邑人権啓発・相談センター所長 強化相談日は平成30年度に設けましたので、それ以降、月に2回設けております。やはり一般相談では響かなかったものが、大幅に伸びましたので、強化相談日に相談したらいいんだと認知されたのだと思っています。効果的な活動になっていますので、継続しています。

○ほそみ委員 淀川区で相談事業されていたと思うのですが、中断されてそれが市のほうになったということでしょうか。

○北邑人権啓発・相談センター所長 人権相談につきましては、従来からやっていたものをやはりLGBT重要ではないかということで、そういう相談日を設けたということです。淀川区が中断されたからということとは全く関係がございませんで、従前から取り組んでいます。

○森人権企画課長 人権企画課長の森でございます。LGBTにつきましては、当初区役所のほうが先行をいたしておりました。私共市民局といたしましては、平成29年に人権行政推進本部本部長、これは市長になるんですが、通知文を出しまして、全庁的に取り組むということを庁内に宣言いたしました。その際に今まで各区で取り組んでいたものから、大阪市全体で取り組むものに進めてまいりました。

啓発・相談センターの強化相談日につきましても、この時以降に設けられているものがございます。一方で先行していた淀川区の取組みも市全体になったということで、重複やニーズの度合いを測りながら、事実上淀川区から大阪市全体として引き継いだとなっているようなものも一部にはありますが、最終的には淀川区の区政の問題として、引き続き進められると思われる事業については、区長の判断で進めていくこともできる仕組みにもなっていることから、引き続き進められているというように思います。

○ほそみ委員 コミュニティ・スペースもですね。

○森人権企画課長 そうですね、まさに、コミュニティ・スペースとか地元と連携した取組みです。淀川区もそうですし、港区も取り組まれているとか、そういった取組みについては以前から引き続き、あるいは、こういった流れの中で進められているとの認識です。

○三成会長 何か他にはございませんか。はい、どうぞ。

○池上委員 一生懸命取り組んでおられる、いろんな発信もしていただいていると思います。先ほど香川委員がおっしゃいましたように、興味ある人は勉強会をされる方もいらっしゃるけれども、ソフトの貸出が低調であったり、興味のない方もいらっしゃる。KOKOROねっとについては、もう少しどこかピンポイントに、配布先とか、施策の活用しやすい所、市民がとりくみやすい所に配布するなど、工夫をしていただけたらいいかなと思います。

○三成会長 はい、その点いかがでしょうか。事務局の方からKOKOROねっと人権

だよりの活用の仕方、先ほど説明があつて、学校などで活用してくださっているというお話でしたが、今は、それぞれのテーマごとに、例えば、就活だったら大学と言ったところにターゲットを絞った編集をして、活用の裾野を開発していくというご提案だったと思います。その辺りご意見ございましたら。

○北邑人権啓発・相談センター所長 先程もご説明いたしましたように、KOKOROねつとを若年層に読んでいただきたいということで、テーマ設定も若年層に重点を置かせていただいています。そういう流れの中で、就活ハラスメントについても特に若年層を意識して設定したんですが、このテーマに限らず、今年度から資料の配布先として、大学、専門学校を加えさせておまして、そういう観点から引き続き見直し、考えていきたいと思っております。

○三成会長 はい、是非よろしくお願ひします。他何かございませんか。ウェブ参加のお三かた、いかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○矢倉会長代理 啓発関係は、確かに若い人とか年少のうちにやっていく方が絶対効果的だと思いますので、是非、小学校とか中学校とかも、特にインターネットの人権とか、特に関心があると思うので、それは今回だけに限らず、ずっと継続的に続けていっていただくのが、いいのではないかと思います。私も大学で男女共同参画を教えた時に、若い人は割と男女平等は当然と思っている感覚を、たぶん教育段階、その段階でもうしっかりと根付かせていくということがやはり大事ではないかと思ひました。

○三成会長 はい何かありますか。

○北邑人権啓発・相談センター所長 今おっしゃったことは、まさに我々が考えているところでございまして、やはり、人権啓発は若年層からやっていくことが一番効果的であると考えております。今年度インターネットの問題を取り上げさせていただいているところですが、従来はいじめの問題を取り上げておりました。やはり一方でいじめの問題も重要ですので、教育委員会との協議、あるいは学校現場の先生方の意見を聞きながらテーマ設定をしていきたいと思ひますけれど、インターネットの重要性ということについては、変わりはありませんので、その辺は総合的に考えながら、毎年1テーマということでございますので設定はしていきたいと考えております。先ほどお話がありましたように、我々も人権啓発推進員さんや人権擁護委員さんと連携させていただいております。時間の関係で説明を端折らせてもらいましたが、人権の花事業でしたら、人権擁護委員さんが学校へ行っていただいて、そこで球根を植えてこどもたちと一緒に育てていただいて、その

中で命の大切さを学んでいただいて、あるいは、こどもサッカー教室ということで、セレッソ大阪と連携しているんですけれども、サッカーを通じて集団競技の中で協調性を学んでいただくこととあわせまして、人権擁護委員さんから人権クイズを出してもらいまして、人権意識を高めてもらう取組みをしております、まさに市民の代表として、我々と手を携えて人権啓発を進めてもらっていますので、引き続き継続していきたいと考えています。

○三成会長 はい、今日のご意見で、人権嫌いという話があって、それは大学の授業でも感じる場所です。人権アレルギーと言うのが、日本社会にはございますので、それをなくしていくための広報なり、施策なりを考えていかないといけない。人権という言葉を出しただけで、「ちょっと固い」「自分には関係ない」という風な、また、「説教されるのか」みたいな形にならないように、人権を語るということが自分を大事にする、あなたも大事にする、個人のレベルで語るができるような働きかけが大事だなあと、今のご意見を聞きながら、思いました。

時間が限られていますので、他に何もなければ、次に進みたいと思います。

続きまして、議題（3）個別課題と記載しておりますけれど、報告と聞いております。大阪市多文化共生指針について、事務局よりご報告をお願いします。

○藤本多文化共生担当課長 多文化共生担当課長の藤本でございます。どうぞよろしくをお願いします。私からは資料5に基づきまして、昨年12月に策定しました多文化共生指針についてご説明させていただきます。

昨年度から引き続き就任いただいております委員の皆様には、以前の説明と重複する点もございますが、どうぞよろしくお願いたします。

資料5-1は「大阪市多文化共生指針」の本体としてお付けしております。

本日は資料5-2「大阪市多文化共生指針の（概要）」に沿ってご説明させていただきます。

また、この資料で下線部を引いているところにつきましては、昨年度大阪市内で素案を作りまして、そのパブリック・コメントとして後で、変更した点について下線を引いておりますが、変更点については後ほどご説明させていただきます。

まずは概要の方を説明させていただきたいと思います。大阪市内ではこれまでも平成10年に「外国籍住民施策基本指針」を策定し平成16年に改定し取り組んでまいりましたが、近年になりまして、市内外国人住民の急増や、国籍やルーツ、在留資格等の変化、入管法の改正等により、今後さらに新たな外国人住民が増えることが想定されることなどから、

このタイミングで、大阪市が多文化共生についての取組みを進めるにあたっての方向性を示すものとして、多文化共生指針を策定したところです。

1 ページ目に目標や基本視点を示しております。多文化共生社会を「多様な価値観や文化を認め、国籍や民族、性別や出身などの違いを理由として社会的不利益を被ることがなく、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現を目指して、社会参加できる創造的で豊かな社会」、これを多文化共生社会といたしまして、このような社会の実現をめざすことを目標としております。これについては前からあったものとして、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

また、この施策を進めるにあたりまして、4つの基本的な視点を設定しております。

初めに「外国につながる市民の人権尊重」こちらについては、これまでも重視してまいりました視点ですが、やはり多文化共生を進めていくうえで真っ先に第一番目ということを取り上げております。

2点目の「誰もが安全・安心して暮らせる」でございますが、こちらの方につきましては、地域のみなさんとトラブルなく生活を行っていただくためにも生活に関する情報をきちんと伝わるようにしていくということや、言葉や生活習慣の違いによって実質的にサービスを受けることができないということのないようにといった視点でございます。

3点目の「多様な価値観や文化の尊重」につきましては、外国につながる市民の方の多様性そのものを大事にしていこうという趣旨でございます。

4点目の「多様性を魅力あるまちづくりにつなげる」につきましては、外国につながる市民の方は、地域の一員として大阪をともにつくる担い手であり、その多様性を魅力あるまちづくりにつなげる、そのためにも、地域活動に参画しやすい環境づくりや意見を聴くような機会を作っていこうという趣旨でございます。

次のページにこの4つの基本的な視点をもって取り組む6つの方向性について示しております。

左上の「情報提供・相談対応の充実」についてでございます。外国につながる市民の相談につきましては、昨年度から大阪国際交流センターで実施しております「外国人のための総合相談窓口」の対応言語を増やすなど機能強化を図っておりますが、そのほかに多言語ややさしい日本語による情報提供の充実や窓口職員の多文化共生に関する知識の向上などを盛り込んでおります。

右上の「日本語教育の充実」につきましては、ニーズに応じた機会や場所の拡充や地

域日本語教室を通じた地域活動への参加・参画などを盛り込んでおります。

次に左真ん中「外国につながる児童生徒への支援の充実」については、日本語指導の必要な児童生徒が急増しており喫緊の課題となっております。コロナの関係で新規に入ってくるのが止まっている状況ではありますが、コロナが終息いたしましたら、引き続き、増加するものと想定しております。これにつきましては令和2年度からすでに取り組みを始めておりますが、日本語指導等の学習支援の充実や母語母文化保持・保障につきましてしっかりと取り組んでいけるよう盛り込んでおります。

「災害に対する備えの推進」ということで、防災や生活支援に関わる分野につきましてはこれまでの取組みを引き続き実施していくことが基本となりますが、しっかりと行政サービスを提供できるように、やさしい日本語や多言語対応、携わる職員などの多文化共生に関する理解の向上等を盛り込んでおります。これは、「災害に対する備えの推進」あるいは、「健康で安心して生活できる環境づくり」といったところでございます。

最後右下の「多文化共生の地域づくり」でございます。これは、日本人も外国につながる市民も相互に多文化共生の理解をしていただくことが必要であるといったことや外国につながる市民の意見をまちづくりに活かしていくというような方向性について盛り込んでおります。

次に、資料5-3 素案からの主な変更点をご覧ください。

パブリック・コメントで示した素案からの主な変更点ですが、大きく4つの観点から変更を行っております。

先ほどの資料5-2の関連か所を下線で示しておりますのであわせてご覧ください。

1点目は前の指針記載項目の追加ということでございます。

パブリック・コメントにおいて、前の指針で記載されていたが削除された項目があり、取組みが後退しているような印象を受けるという趣旨の意見がございました。この対応ということで書かせていただいた内容につきましては、引き続き取り組んでおるところでございますので、資料5-2の左下にありますように、「健康で安心して生活できる環境づくり」の「在留資格にかかわらず適用される保健サービスの適切な提供、公衆衛生に関する正しい知識の普及啓発」、「留学生への支援」を加えまして、右下の「多文化共生の地域づくり」に「差別意識等への啓発」、「外国につながる市民が行政に意見を伝えるための仕組みの検討」、「公務員への採用」を追記いたしました。

2点目は外国につながる市民は大阪をともにつくる担い手であるという観点をさらに

明確にしていこうということでございます。どうしても支援ということで語られることがあるんですが、こういった担い手という観点をより取り入れていこうということで、もともと素案においても盛り込んでおりましたが、この点、「多文化共生を外国につながる市民のエンパワメントを支えるもの」あるいは、「マジョリティである日本人の理解があって初めて協働が可能となる」といった点をもう少し強調すべきではないかと有識者の方からご意見をいただきまして、基本視点の「4 多様性を魅力あるまちづくりにつなげる」に下線の記載を加えさせていただきました。

また、施策の基本的な方向性、次のページの右下「6 多文化共生の地域づくり」で「外国につながる市民が活躍できるまちづくり」に含んでいた、懇談会や意見交換会をしますといったところを「市政への参加」として項目の追加をしております。

3点目は、「多文化共生の地域づくりに関する記載の具体化」ということで、ちょっと細かい話になるんですが、外国人の方と地域づくりをしていく時に、外国人コミュニティということは記載していましたが「外国人コミュニティだけでなく外国人キーパーソンやネットワークとの連携も重要」との意見を受け、「外国人キーパーソン」や「外国人住民のネットワーク」「NPO」等の記載を具体的に盛り込みました

また、地域ごとで多文化共生を進めるにあたっては、区役所の役割が重要性だよという点ももう少し記載できないかとの意見を受けそういった点も追記いたしました。

4点目は、素案公表後に国等の動きがありました部分について修正をくわえております。冒頭の「はじめに」に新型コロナウイルス感染症を踏まえた記載を行ったほか、国の多文化共生推進プラン等が修正されましたので、そういった修正等を加えているところでございます。

最後に資料5-4「大阪市多文化共生指針に基づく主な取り組み」をご覧ください。

こちらにつきましては先ほどの6つの方向性に基づく具体的な取り組みについては、各所属の取り組みを行動計画としてまとめる予定でございますが、今回は今後どのような点に力をいれて取り組むか、イメージしていただけるように3つの観点をまとめております。

一つ目は、安全・安心、着実な行政サービスの提供ということで、方向性のうち1、2、4、5が特に関連深いものとなっております。多言語情報の充実ややさしい日本語の活用促進あるいは、相談窓口のさらなる充実といった取り組みが入ってくるということでございます。

二つ目は「外国につながる児童生徒への支援」については、先ほども申しあげましたが、学校の授業に入る前にプレクラスをというものを作って授業に入っていけるような日本語指導をすとか、親子の母語教室、あるいは学校全体で多文化共生教育のプログラム作成等に取り組んでいくこととなっておりますのでそのような取り組みが入ってくるということでございます。

右側が、「地域の担い手としての外国につながる市民」でございますが、これからさらに進めていく必要があるところがございますが、外国人の方との意見交換会でありますとか生活ルールについての理解促進、外国人の方々に関わるボランティアの育成等について指針に基づいて力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど申しあげました行動計画につきましては、2月中にまとめられればということで作業しているところでございますので、次回の審議会で報告できるものと考えております。私からの説明は以上でございます。

○三成会長 ありがとうございます。ただいまの「大阪市多文化共生指針」について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。はい、どうぞ。

○江淵委員 発言してもよろしいですか。ありがとうございます。先ほど説明いただいた資料5-4なんですが、「地域の担い手としての外国につながる市民」のところに「ボランティアの育成」という一言があるんですけども、これはどういう場面でのボランティア育成ということだったのでしょうか。確認でのご質問です。

○藤本多文化共生担当課長 経済戦略局という局がございまして、ここが大阪国際交流センターという地域国際化の協会を所管しておりますけれども、こちらの方で多文化共生とか地域の外国人支援のボランティアの支援をしております、今、主に我々が注目しているのはそちらの方のボランティアの方の育成と、より積極的に関わっていただける方たちというものを想定しております。

○三成会長 よろしいですか。

○江淵委員 日本語教育の支援ということですか。

○藤本多文化共生担当課長 日本語教育の支援ということでもなくて、一つは通訳ボランティアの育成。あるいは多文化共生の交流ということに関わって支えていただくボランティアの方というイメージです。

○三成会長 他に何かご確認とかございましたら。

○ほそみ委員 外国人の方もLGBTの方もいらっしゃるの、なにか1つLGBTも

記載していただけると。大阪市はL G B Tにも配慮していますよという、外国からも訪れやすくなると思います。

○藤本多文化共生担当課長 この指針については、大阪市の各所属がこれに沿って進めていくことになっておりまして、ここに事細かに書いていないのですが、例えば男女共同参画のプランにおいても、外国人を意識した取組みをいれてもらうなど、それぞれの施策において外国人や多文化の視点では指針をもとに進めていく、そのようなアプローチの仕方になっています。

○三成会長 こちらが基本の方針で、これをそれぞれの分野の施策に反映していくと、その軸をお示しいただいていると、そういう理解でよろしいですか。

○藤本多文化共生担当課長 そういう理解でございます。

○荒木委員 外国人のつながりですよね。韓国、朝鮮人の方の学校。このことについて、私、西淀川区に住んでいるんですけども、外国人も同じように住んでおられます。例えば、校舎の地震への対策や調査、他の学校と同じようにやってもらいたいです。いろんな人権啓発の中でクリアされているのか。

○藤本多文化共生担当課長 朝鮮学校につきましては、学校教育法第1条の学校ではなく、各種学校の定めで、これは都道府県が管理監督の所管庁と聞いております。大阪市内で近くに朝鮮学校があるところでの交流ということにつきましては、これまでも取り組んでいまして、今後も引き続き取り組んでいくということを教育委員会にも聞いております。

○荒木委員 難しい問題があるでしょうけれど、外国人に係る人権啓発、同じように取り組んでいただきたい。

○三成会長 他に何かご確認ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今回、大阪市の多文化共生指針でお示しいただいて、変更点いろいろあってですね、新しい法律なり政策を反映しているというように思います。ヘイトスピーチなんかの問題にも取り組んでおられる。特に私が感銘を受けましたのは、担い手として外国につながる方々を位置づけて、そのエンパワメントを図っている。つまり、協働して大阪市を支えていくのだという視点を持っておられるのは良いと思いました。このような能動的な参加の仕組みを市として整えていくということが、今、国際的に求められているSDGsの持続可能な社会、つまり大阪市を作っていく非常に重要な基礎になると考えます。そういう点で、具体的に公務員への採用などを方向性として打ち出しているのはとてもいいと思いましたので、意見として申し上げます。

他に何かございませんでしょうか。

○香川委員 区によってどれだけ外国人たちがいるのかということで違ってくるのではないかと思います。私、荒木先生とご一緒の西淀川区なんですけれど、大変外国人住民が多うございます。ベトナムとかペルーとかいろんな国のこどもたちを地域の学校が受け入れていまして、タブレットを持って先生方が一生懸命理解されようとしています。せっかく住んでいらっしゃるのだからこの人たちの交流を図ろうということで、私たちも10年も、もっと前から、多文化共生のフェスティバルをボランティアでやらしていただいていますけれども、役所の方たちがやってくださいと各種団体に声掛けしていただくのが大きく発展していくんじゃないかなと思います。やっても少ない人数で満足していただけることをしようとすると、ほんとしんどいんですね。今だいぶ人数も増えてきましたけども、ボランティアの人たちを養成していってくださればいいんじゃないかと思います。私も日本語教室に指導者として学校に行くんですけど、学校も校長先生が使ってもいいですよとおっしゃってくださって初めてできるのであって、西淀川区だから1校だと思うんですけど、私たち日本人と道で会って声をかけあえるぐらい親密になってやっています。そのような人たちの企業の受け入れなども、ちょっと踏み込んでいただければ。勉強会が終わってから夜中のパートに行くんですという声も聞きますので、それで受け入れをしてくださる企業といたしますか、定めてあげられればこの人たちも安心して日本で生活できるのではないかなと、常々それを感じておりますので。でも力がないものですから、そういうことがなかなかできなくてあれなんですけども、どうぞ大阪市さんそういう方向にもって行ってくださればとてもありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○三成会長 強いご希望です。

それで、ご意見にもありましたように、ここは変更点にも書いておられますども、キーパーソンを捕まえる、そしてNPO、既存のネットワークがありますので、そこと上手く協力して、お互いがウィンウィンでやっていけるような関係を築いていくことが大阪市にとっても望ましい方向かなというふうに思います。それは既に方向性は持っておられると思いますが、いかに具体的に、見えるような形にしていくかということが今後、問われていくのかなと思います。

ちょうど3時ということですがけれども、もしご意見がありませんようでしたら、ここでというように考えておりますけれども。

今日さまざまなお説明も丁寧にしていただきまして、ありがとうございました。いた

だいたご意見を検討して施策もしくは方針に反映していただきましたらと思います。

では、事務局に司会進行をお返しします。

○**廣原人権企画課担当係長** 長時間にわたりさまざまなご議論をいただき、ありがとうございました。次回の審議会は、本年6月頃を予定しております。委員の皆様方には、事前に日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第42回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上